

平成29年 3 月28日

新潟県規則第21号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

1

<u>品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し</u> (2) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準と同等以上の計画である旨の認証を行った場合 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し</u> 2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u>	<u>定める書類</u> ア <u>次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</u> (ア) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）</u> (イ) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</u> イ <u>申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し</u> (2) <u>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</u> 2 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 (1) <u>次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネル</u>
---	--

ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類 (ア) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） (イ) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。） イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し (2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類 3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める	ギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類 ア 登録建築物調査機関 イ 登録住宅性能評価機関 (2) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第3条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し (4) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し
---	--

図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

イ 登録住宅性能評価機関

(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

(3) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し

第4条 （略）

第5条 （略）

別記

第1号様式（第4条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書
（略）

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。
（略）

第2号様式（第4条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

第3条 （略）

第4条 （略）

別記

第1号様式（第3条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書
（略）

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条第1項の規定により報告します。
（略）

第2号様式（第3条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。